

無償化について

私立認定こども園の預かり保育・ みつば幼稚園 午前中並びに預かり保育・認可外保育施設 を利用する子どもたち

申請手続きを行うことで、利用料の無償化（※上限額あり）制度を利用することができます。※認可外保育施設（一時預かり保育施設含む）利用の0～2歳児クラスは非課税世帯のみ

【対象者】

- 保護者および同居親族（別居保護者含む）の「保育の要件」（別紙参照）が認められた児童が無償化制度の対象となります。

※みつば幼稚園は、午前中のみ利用者・預かり保育利用者ともに申請が必要です。
（午前中のみ利用であれば「保育の要件」を証明する必要はありません）

- 無償化の対象期間は、「保育の要件」が認められた期間のみです
※期限が切れる保護者は、ご自身で更新手続きが必要です。期限前に保育の必要性を確認できる書類（就労証明書等）を提出してください。
- 年度途中での無償化（預かり）申請については、手続き前に利用施設へ利用できることをご確認の上、市役所こども未来課にてお手続きください。

【利用料】

- みつば幼稚園 午前中利用料について：（新1号認定）
園が保護者にかわり、市へ利用料を請求することで月額最大25,700円（保育料・入園料対象）までが無償となります。（法定代理受領）
- 私立認定こども園・みつば幼稚園の預かり保育料について：（新2号認定）
保護者は一旦預かり保育料を園に支払い、こども未来課にて還付の手続きが必要となります。（償還払い）
 - 還付対象額は、日額450円に利用日数を乗じた金額と支払い済の預かり保育料と比べて、少ない金額が支給額となります。
 - 3ヶ月に1回、園を通して（又は市に持参）請求書の提出が必要です。
- 認可外保育園（一時預かり施設含む）の保育料について：（新2号・新3号認定）
非課税世帯の0～2歳児クラス利用者は月額最大42,000円、3歳児クラス以上の利用者は月額最大37,000円までが対象です。保護者は一旦預かり保育料を園に支払い、こども未来課にて還付の手続きが必要となります。（償還払い）